

# 国土交通省がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実施すべき措置について定める計画

令和 7 年 9 月 1 1 日  
国 土 交 通 省

「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」(令和 7 年 2 月 18 日閣議決定。以下「政府実行計画」という。)に基づき、国土交通省が自ら実行する具体的な措置に関する実施計画を下記のとおり定める。

## I. 対象となる事務及び事業

本計画の対象は、原則として、本省(中央合同庁舎第 3 号館及び第 2 号館)及び地方支分部局等(国土交通政策研究所、国土技術政策総合研究所、国土交通大学校、航空保安大学校、国土地理院、小笠原総合事務所、海難審判所、各地方整備局、北海道開発局、各地方運輸局、各地方航空局、各航空交通管制部、観光庁、気象庁、運輸安全委員会、海上保安庁をいう。以下同じ。)が行う事務及び事業とする。

なお、所管する独立行政法人及び特殊法人については、Ⅷに基づき取組を行うこととする。

## II. 実施計画の期間

本計画は、2040 年度までの期間を対象とする。

## III. 温室効果ガスの総排出量に関する目標

本計画に盛り込まれた措置を着実に実施することにより、2013 年度を基準として、国土交通省の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を 2030 年度までに 50%削減、2035 年度までに 65%削減、2040 年度までに 79%削減することを目標とする。

この目標は、国土交通省の取組の進捗状況や温室効果ガスの排出量の状況等を踏まえ、一層の削減が可能である場合には適切に見直すこととする。

国土交通省の船舶・航空機の使用に伴う排出については、温室効果ガスの排出量を左右する出勤回数や距離等を抑制することが事業の特性上困難であり、設備更新時の効率改善を除いて抜本的な削減が現時点では困難であることから、2030 年度までは削減目標の対象外とする。これらの活動からの排出量削減に向けては、まずは実行可能な削減対策に率先して取り組むとともに、排出量の把握を行い、取組の進捗状況を点検することとする。なお、2030 年度以降については、事業の特性や排出削減技術の利用可能性等の状況を踏まえ、対象外としている分野についても、適切な時期に温室効果ガスの排出量の削減目標を設定することとする。

## IV. 個別対策に関する目標

### 1. 太陽光発電の導入

2030 年度には設置可能な建築物(敷地を含む。以下同じ。)の約 50%以上に太陽光発電設

備が設置され、2040年度には100%設置されることを目指す。

## 2. 新築建築物のZEB化

今後予定する新築事業については原則ZEB Oriented 相当以上とし、2030年度までに新築建築物の平均でZEB Ready 相当となることを目指す。また、2030年度以降については、建築物の特性や技術開発状況等を踏まえつつ、更に高い省エネルギー性能を目指す。

## 3. 公用車における電動車の導入

国土交通省の公用車については、代替可能な電動車(ハイブリッド自動車(HV)、電気自動車(EV)、プラグインハイブリッド自動車(PHV)、燃料電池自動車(FCV)。以下同じ。)がない災害対応車や空港作業車等を除き、新規導入・更新については、全て電動車とし、ストック(使用する公用車全体)でも2030年度までに全て電動車とすることを目指す。現時点では代替可能な電動車がない場合であっても、対象期間内に新たな技術が実装され、代替可能となった場合には順次電動車とする。

## 4. 再生可能エネルギー等の脱炭素電源由来の電力調達

2030年度までに調達する電力の60%以上を再生可能エネルギーとすることを目指す。2040年度においては、民間部門の脱炭素電源の調達状況を考慮<sup>2</sup>した上で、調達する電力の80%以上を脱炭素電源由来の電力とすることを目指しつつ、目標達成に向けて調達する電力の排出係数の低減に継続的に取り組む。

## 5. LED照明の導入

LED照明のストックでの導入割合を、2030年度までに100%とすることを目指す。

# V. 措置の内容

## 1. 再生可能エネルギーの最大限の活用に向けた取組

国土交通省が保有する建築物及び土地について、太陽光を始めとした再生可能エネルギーの最大限の導入を率先して計画的に実施するため、以下の取組を進める。

### (1) 太陽光発電の最大限の導入

国土交通省が保有する建築物及び土地における太陽光発電の最大限の導入を図るため、以下の整備方針に基づき、2030年度には設置可能な建築物の約50%以上に太陽光発電設備を設置することを目指すとともに、2040年度には100%設置されることを目指す。その際、PPAモデル<sup>3</sup>の活用も検討する。なお、設置可能でないと判断された場合には、その理由を整理するとともに、技術開発等を踏まえ適時適切に見直しを行う。

<sup>1</sup> ZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル):50%以上の省エネルギーを図った上で、再生可能エネルギー等の導入により、エネルギー消費量を更に削減した建築物について、その削減量に応じて、①『ZEB』(100%以上削減)、②Nearly ZEB(75%以上100%未満削減)、③ZEB Ready(再生可能エネルギー導入なし)と定義しており、また、30~40%以上の省エネルギーを図り、かつ、省エネルギー効果が期待されているものの、建築物省エネ法に基づく省エネルギー計算プログラムにおいて現時点で評価されていない技術を導入している建築物のうち1万㎡以上のものを④ZEB Orientedと定義している。

<sup>2</sup> DXやGXの進展による電力需要増加が見込まれる中、十分な脱炭素電源が確保できなかったが故に国内においてデータセンターや半導体工場などの投資機会が失われ、我が国の経済成長や産業競争力強化の機会が失われることは厳に避ける必要がある。こうした状況を前提に、政府において電力調達を進める。

<sup>3</sup> PPAモデル:事業者が需要家の屋根や敷地に太陽光発電システムなどを無償で設置・運用して、需要家が発電した電気を設置した事業者から購入し、電気使用料を事業者を支払うビジネスモデル等を想定している。需要家の太陽光発電設備等の設置に要する初期費用がゼロとなる場合もあるなど、需要家の負担軽減の観点でメリットがあるが、当該設備費用は電気使用料により支払うため、設備費用を負担しないわけではないことに留意が必要。

### ①新築する庁舎等の建築物における整備

新築する庁舎等の建築物について、日射条件や屋上を避難場所とするなど他の用途との調整等を考慮しつつ、原則として、太陽光発電設備を設置することとし、その最大限の設置を徹底する。

### ②既存の庁舎等の建築物及び土地における整備

既存の庁舎等の建築物及び土地については、その性質上適しない場合を除き、太陽光発電設備の設置可能性について検討を行い、太陽光発電設備を最大限設置することを徹底する。

### ③計画的な整備

これまでの整備状況と今後の庁舎等の新築及び改修等の予定も踏まえ、以下の点にも留意して計画的な整備を進める。

- i 設置する建築物及び土地に適した整備を行うものとし、太陽光発電設備の設置により、建築物及び土地の本来の機能及び使用目的を損なわないよう留意するとともに、反射光など周辺環境への影響にも配慮する。
- ii 既存庁舎等の建築物に整備する場合は、設置可能な面積や日射条件、屋上を避難場所としているなど他の用途との調整、設備のメンテナンススペース、建築物の今後の存続期間、構造体の耐震性能、荷重条件等を考慮する。また、土地に整備する場合は、設置可能な面積、日射条件、設置による災害リスク、水害等による被災リスク、景観保全、土地使用等に係る法令・条例の規制、規模が比較的大きい場合にあっては周辺環境との調和等を考慮する。
- iii 国民への施策の周知について考慮するとともに、発電電力量等を表示するなど、効果についての説明が可能となるよう配慮して整備する。

## (2)ペロブスカイト太陽電池の率先導入

今後、社会実装のフェーズに入るペロブスカイト太陽電池は、従来型の太陽電池では設置が困難な耐荷重性の低い屋根や建物の壁面等への導入が可能となることから、社会実装の状況(生産体制、施工方法の確立等)を踏まえ、導入を率先して進める。

## (3)蓄電池・再生可能エネルギー熱の活用

- ① 太陽光発電により生じた余剰電力の更なる有効利用及び災害時のレジリエンス強化のため、蓄電池を積極的に導入する。
- ② 建築物の規模、構造等の制約を考慮しつつ、地中熱、バイオマス熱、太陽熱、雪氷熱等の再生可能エネルギー熱を使用する冷暖房設備や給湯設備等を可能な限り幅広く導入する。

## (4)その他

- ① 建築物の立地する地域において、地域冷暖房等の事業が計画されている場合には、参加するよう図る。
- ② 建築物の規模・用途等を検討し、燃料電池を含むコージェネレーションシステム等のエネルギー使用の合理化が図られる設備の導入を図る。

## 2. 建築物の建築、管理等に当たっての取組

官公庁施設の建設等に関する法律(昭和 26 年法律第 181 号)、国家機関の建築物及びその附帯施設の位置、規模及び構造に関する基準(平成 6 年 12 月 15 日建設省告示第 2379 号)、国家機関の建築物及びその附帯施設の保全に関する基準(平成 17 年 5 月 27 日国土交通省告示第 551 号)、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の

促進に関する法律(平成 22 年法律第 36 号)、建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準(平成 24 年経済産業省・国土交通省・環境省告示第 119 号)及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成 27 年法律第 53 号。以下「建築物省エネ法」という。)等の適切な実施を踏まえつつ、以下の取組を進める。

#### (1) 建築物における省エネルギー対策の徹底

- ① 建築物を建築する際には、省エネルギー対策を徹底し、温室効果ガスの排出の削減等に配慮したもものとして整備する。
- ② 低コスト化のための技術開発や未評価技術の評価方法の確立等の動向を踏まえつつ、今後予定する新築事業については原則ZEB Oriented 相当以上とし、2030 年度までに新築建築物の平均でZEB Ready 相当となることを目指す。また、2030 年度以降については、建築物の特性や技術開発状況等を踏まえつつ、更に高い省エネ性能を目指す。
- ③ 断熱性能の高い複層ガラスや樹脂サッシ等の導入等により、建築物の断熱性能の向上に努める。また、増改築及び大規模改修時においては、建築物省エネルギー法に定める省エネルギー基準に適合するよう、省エネルギー性能向上のための取組を実施する。さらに、省エネルギー性能向上のため、ZEB等の省エネルギー性能を満たすことが可能な建築物においては、当該性能を積極的に満たすものとする。また、内装改修のみを予定しているような場合でも、内装改修と併せて、省エネルギー性能向上のための取組の実施について検討し、可能な限り実施するなど、計画的な省エネルギー改修の取組を推進する。
- ④ 国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律(以下「グリーン購入法」という。)(平成 12 年法律第 100 号)の基本方針及び以下の方針に基づき、庁舎等施設の省エネルギー診断を実施する。
  - i 別添1のとおり、省エネルギー診断を実施する。また、その他の1万㎡未満の施設においても、積極的な省エネルギー診断の実施に努める。
  - ii すでに省エネルギー診断を実施済みの施設については、診断結果に基づき、エネルギー消費機器や熱源の運用改善を行うとともに、そこで得られた知見を、施設の規模や用途が類似している他の施設に横展開し、更なる省エネルギーに向けた取組を行う。
  - iii 省エネルギー診断を実施した結果は、国土交通省ホームページで公表するなどの方法による情報公開を図る。
- ⑤ エネルギー管理の徹底を図るため、大規模な庁舎を中心に、ビルのエネルギー管理システム(BEMS)を導入することなどによりエネルギー消費の見える化及び最適化を図り、庁舎のエネルギー使用について不断の運用改善に取り組む。また、BEMSにより把握した庁舎のエネルギー消費量等のデータ及び活用結果については、国土交通省ホームページにおいて公表するなどの方法による情報公開を図る。

#### (2) 建築物の建築等に当たっての環境配慮の実施

- ① 建築物の運用時に加え、以下の取組を始め、建築物の資材製造から解体(廃棄段階を含む。)に至るまでのライフサイクル全体を通じた温室効果ガスの排出の削減に努める。
  - ア 建築物の建築等に当たっては温室効果ガスの排出量の少ない建築資材、建設機械を使用するよう発注者として促す。
  - イ 出入車両から排出される温室効果ガスの削減を発注者として促す。
  - ウ 建設業に係る指定副産物の再生利用を促進する。
  - エ 建設業に係る指定副産物の新規用途の開発に努める。
  - オ 建設業者による建設廃棄物等の適正処理を発注者として確認する。
- ② 建設資材については、再生された又は再生できる資材や温室効果ガスの排出削減等に

資する資材をできる限り使用するとともに、コンクリート塊等の建設廃材、スラグ、廃ガラス等を路盤材、タイル等の原材料の一部として再生利用を図る。また、支障のない限り混合セメントの利用に努める。

- ③ 断熱性能向上のため、屋根、外壁等への断熱材の使用や、断熱サッシ・ドア等の断熱性の高い建具の使用を図る。特に、建築物の断熱性能に大きな影響を及ぼす窓については、複層ガラスや二重窓、遮光フィルム、窓の外部のひさしやブラインドシャッターの導入など、断熱性能の向上を図る。
  - ④ 建築物における木材の利用の促進に関する基本方針(令和3年10月1日木材利用促進本部決定)に基づき、積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲に該当する公共建築物について、原則としてすべて木造化を図るものとし、また、高層・低層にかかわらず、国民の目に触れる機会が多いと考えられる部分を中心に、内装等の木質化を図ることが適切と判断される部分について、内装等の木質化を推進する。併せて、木材製品の利用促進、木質バイオマスを燃料とする暖房器具等の導入に努める。
- また、グリーン購入法の基本方針もふまえ、合法性が証明された木材の利用に取り組む。⑤ 設備におけるエネルギー損失の低減を促進する。

### (3)温室効果ガスの排出の少ない空調設備の導入等

- ① 空調設備を新設又は改修する際は、温室効果ガスの排出の少ない高効率な機器の導入を図るとともに、既存の空調設備についても、温室効果ガスの排出の少ない高効率な機器への計画的な更新を図る。
- ② 既存の空調設備において冷却性能の低下等の異常が認められた場合は、効率低下や冷媒の漏洩を防止するため、速やかに補修その他の必要な取組を進める。
- ③ 業務用エアコンについて、冷却性能の低下などの異常の認められる段階に至る前に早期に冷媒の漏えいを発見することによって、余分な電力消費や温室効果ガス排出を削減するため、常時監視システムの率先的な導入に努める。

### (4)冷暖房の適正な温度管理

- ① 気象状況等を考慮し、空調の設定温度にこだわることなく、庁舎内における適切な室温管理<sup>4</sup>を図る。また、使用していないエリアの空調の停止や送風機による空気循環、服装の工夫などを実施し、省エネルギー行動も併せて実践する。
- ② コンピューター室の冷房については、コンピューター性能が確保できる範囲内で可能な限り設定温度を上げるなどの適切な運用に努める。

### (5)水の有効利用

- ① 建築物等における雨水の適切な利用が可能な場合は、雨水の貯留タンク等の雨水利用設備の導入について、建築物の規模・用途に応じて検討し、設置する。
- ② 建築物から排出される排水の適切な再利用が可能な場合は、排水再利用設備の導入について、建築物の規模・用途に応じて検討し、設置する。
- ③ 節水トイレの設置、感知式の洗浄弁、自動水栓など節水に有効な器具等を設置し、また、排水再利用・雨水利用設備等の日常の管理の徹底を図る。

### (6) 新しい技術の率先的導入など 2050年ネット・ゼロを見据えた取組

民間での導入実績が必ずしも多くない新たな技術を用いた設備等であっても、高いエネルギー効率や優れた温室効果ガス排出削減効果等を確認できる技術を用いた設備等

<sup>4</sup> 人事院規則10-4(職員の保健及び安全保持)(昭和48年人事院規則10-4)及び事務所衛生基準規則(昭和47年労働省令第43号)において、執務室の気温等に関する基準が示されていることに留意が必要。

については、率先的導入に努めるなど、脱炭素化に向けた取組について具体的に検討し、計画的に取り組む。

#### (7)その他

##### ア 建築物の建築等に当たってのその他の環境配慮の実施

- ① 庁舎等の敷地について植栽を施し、緑化を推進するとともに、保水性舗装を整備し、適切な散水の実施に努める。
- ② 敷地内の環境の適正な維持管理の推進のため、所管地に生育する樹木の剪定した枝や落葉等は、再生利用を行い、廃棄物としての排出の削減を図るとともに、休閒地については緑化に努めるなど適正な維持管理を図り、ごみの不法投棄を防ぐ。
- ③ 定格出力が大きく負荷の変動がある動力装置について、インバータ装置の導入を図る。
- ④ エレベーターの運転の高度制御、高効率LED照明の設置、空調の自動制御設備について、規模・用途に応じて検討し、整備を進める。
- ⑤ 屋外照明器具の設置に当たっては、上方光束が小さく省エネルギー性能の高い適切な照明機器を選定する。
- ⑥ 庁舎等の公共施設の電気機械器具については、廃棄、整備するに当たって極力SF<sub>6</sub>の回収・破壊、漏えいの防止を行うよう努める。
- ⑦ 建設工事の設計者を選定する際、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律(平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。)の基本方針に則り、温室効果ガスの排出抑制技術やノウハウに秀でた者であるかどうかを考慮するなど、技術的能力の審査に基づく選定方法を採用し、環境への配慮を重視した企画の提案等の採用を進める。

##### イ 施設や機器の効率的な運用に資する設備の導入

- ① 最大使用電力を設定し、使用電力に応じて警報の発生や一部電力の遮断(防災上必要な部分を除く。)等を行う電力のデマンド監視装置等の導入を図る。
- ② 機器の効率的な運用に資するため、機械室の換気運転の室温に応じた制御を可能とする温度センサーや、空調の効率低下を防ぐための室外機への遮光ネット等の導入を図る。

### 3. 財やサービスの購入・使用に当たっての取組

財やサービスの購入に当たっては、グリーン購入法及び環境配慮契約法に基づく環境物品等の調達等を適切に実施し、利用可能な場合には、共同調達の実施や、シェアリング・サブスクリプションなどのサービスの活用も検討しつつ、また、その使用に当たっても、温室効果ガスの排出の削減等に配慮しつつ、以下の取組を進める。

#### (1)公用車における電動車の導入

公用車については、代替可能な電動車がない場合等を除き、新規導入・更新(リースやレンタルなど、自らが所有者とならない場合も含む。)については全て電動車とし、ストック(使用する公用車全体)でも2030年度までに全て電動車とすることを目指す。現時点では代替可能な電動車がない場合であっても、対象期間内に新たな技術が実装され、代替可能となった場合には順次電動車とする。

電動車への買換えに当たっては、使用実態を踏まえ必要最小限度の大きさの車、再生可能エネルギー電力や水素等の非化石エネルギーが利用可能な車を選択するなど、より温室効果ガスの排出の少ない車の導入を進め、当該車の優先的利用を図る。

#### (2)公用車等の効率的利用等

## ア 公用車等の効率的利用

- ① 公用車一台ごとや燃料設備ごとの走行距離、燃費等を把握するなど燃料使用量の調査をきめ細かく行う。
- ② アイドリング・ストップ装置の活用等により、待機時のエンジン停止の励行、不要なアイドリングの中止等の環境に配慮した運転を行う。
- ③ 3メディア対応型の道路交通情報通信システム(VICS)対応車載器を積極的に活用する。
- ④ タイヤ空気圧調整等の定期的な車両の点検・整備の励行を図る。
- ⑤ Web会議システムの活用やテレワークによる対応も含め、職員及び来庁者の自動車利用の抑制・効率化に努める。
- ⑥ 通勤時や業務時の移動及び来庁者において、鉄道、バス等の公共交通機関や自転車の利用を推進する。
- ⑦ 本省及び地方支分部局等において、毎月第一月曜日は、以下の警備上・業務上支障がある場合を除き、公用車の使用を終日自粛(ノーカーデー)するものとし、移動手段は徒歩、自転車又は公共交通機関によるものとする。また、特に本省においては、ノーカーデーにかかわらず、警備上・業務上支障がある場合を除き、移動時の公用車の使用を可能な限り控える。
  - ・ 警備上支障のある場合  
大臣車、副大臣車、大臣政務官車、事務次官車、その他警備上特別の配慮を必要とする車両
  - ・ 業務上支障のある場合  
緊急業務、外国政府関係者の接受、その他公用車の使用が特にやむを得ないと認められる場合
- ⑧ タクシーの使用に当たっては、タクシー使用基準の制定について(令和2年12月23日付け国官会第20090号)における「タクシーの使用等に関する基準」に基づき、必要最小限度のものとする。また、タクシーを利用する場合は、電動車の優先利用を図る。

## イ 公用車の台数の見直し

使用実態を精査し、公用車台数の見直しを行い、その削減を図る。

### (3)自転車の活用

本省及び地方支分部局等の所在地における自転車の共同利用を一層推進する。

### (4)再生可能エネルギー等の脱炭素電源由来の電力調達の推進

- ① 2030年度までに調達する電力の60%以上を再生可能エネルギー電力とすることを目指し、2040年度においては、民間部門の脱炭素電源の調達状況を考慮しつつ、調達する電力の80%以上を脱炭素電源由来の電力とするものとし、目標達成に向け、調達する電力の排出係数の低減に継続的に取り組む。
- ② 再生可能エネルギー電力の調達に当たっては、入札手続きにおいて、原則として、供給電力の再生可能エネルギー比率60%以上を入札条件とすることなどを明確化する。また、必要に応じて複数施設の電力契約を共同で実施する共同調達を始めとした調達手法の工夫について再生可能エネルギー電力の需給バランスなど、電力市場の動向も考慮する。
- ③ 電力調達に際しては、環境配慮契約法の基本方針に則り、排出係数の低い小売電気事業者の選択を図るとともに、再生可能エネルギー電力の供給可能な事業者情報等を省内の会議等の場を通じて情報提供を行う。

## (5)エネルギー消費効率の高い機器の導入

### ア LED照明の導入

既存設備を含めたLED照明の導入割合を2030年度までに100%とすることを目指し、以下の取組を進める。

- ① 庁舎の新築・改修時には、LED照明を標準設置する。
- ② 既存照明については、費用の平準化を図りつつ、2030年度までにLED照明への切替えを行う。
- ③ LED照明導入の際には、原則として、調光システムを併せて導入し、適切に照度調整を行うとともに、必要な照明のみ点灯することでエネルギー使用量の抑制を図る。

### イ 省エネルギー型OA機器等の導入等

- ① 現に使用しているパソコン、コピー機等のOA機器、電気冷蔵庫、ルームエアコン等の家電製品等の機器について、旧型のエネルギーを多く消費するものの廃止又は買換えを計画的、重点的に進め、買換えに当たっては、省エネルギー型のものを選択する。
- ② これらの機器等の新規の購入に当たっても同様とする。
- ③ 機器の省エネルギーモード設定の適用等により、待機電力の削減を含めて使用面での改善を図るとともに、機器の使用時間を縮減するなどによる節電を徹底する。

### ウ 節水機器等の導入等

- ① 現に使用している水多消費型の機器の廃止又は買換えを計画的に進め、買換えに当たっては、節水型等のものを選択する。
- ② これらの機器の新規の購入に当たっても同様とする。

## (6)GX 製品の率先調達

物品調達において、その供給量や価格を踏まえて、グリーンステールが使用された物品(オフィス用品、公用車等)等の導入を図る。

## (7)用紙類の使用量の削減

- ① コピー用紙、事務用箋、伝票等の用紙類の年間使用量について、本省及び地方支分部局等の部局単位など適切な単位で把握・管理し、使用量の見える化を図ることで、削減を推進する。
- ② 書類の電子化や電子決裁の徹底、Web会議システムやデジタル機器等の活用等により、会議用資料や事務手続等の一層の簡素化・ペーパーレス化を図る。
- ③ 各種報告書類の大きさ等の規格の統一化を進め、また、そのページ数や部数についても必要最小限の量となるよう見直しを図る。
- ④ 両面印刷・両面コピーの徹底を図る。
- ⑤ 内部で使用する各種資料を始め、閣議、審議会等の政府関係の会議へ提出する資料や記者発表資料等についても特段支障のない限りペーパーレス化とする。やむを得ず資料を印刷する場合は、極力両面印刷・両面コピーとし、部数等の抑制に努めるものとする。また、不要となったコピー用紙(ミスコピーや使用済文書等)については、再使用、再生利用の徹底を図る。
- ⑥ 身の回りの書類は基本的に電子ファイルで管理し、ペーパーストックのスモール化を図る。
- ⑦ 審議会等資料の電子媒体での提供や事前のホームページ掲載に取り組み、配布資料の削減を図る(審議会等のペーパーレス化)。
- ⑧ 使用済み封筒の再使用など、封筒使用の合理化を図る。

- ⑨ FAXは、その他の媒体でのやりとりが困難である場合を除き、原則として使用しない。

(8)再生紙等の再生品や合法木材等の活用

ア 再生紙の使用等

- ① 購入し、使用するコピー用紙、トイレットペーパー等の用紙類については、再生紙とすることを徹底する。
- ② 印刷物については、再生紙を使用する。また、その際には古紙パルプ配合率を明記するよう努めるとともに、可能な場合においては、森林認証材パルプ配合率及び間伐材等パルプ配合率のより高い紙や市中回収古紙を含む再生紙の使用拡大が図られるような配慮を行う。

イ 再生品、合法木材等の活用

- ① 購入し、使用する文具類、機器類、制服・作業服等の物品について、再生材料から作られたものを使用する。
- ② 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(平成28年法律第48号)等に基づき合法性が確認された木材又は間伐材等の温室効果ガス排出量がより少ない木材や再生材料等から作られた製品を使用する。
- ③ 初めて使用する原材料から作られた製品を使用する場合には、リサイクルのルートが確立しているものを使用する。

(9)エネルギーを多く消費する自動販売機の設置等の見直し

- ① 庁舎内の自動販売機の省エネルギー化を行い、HFCを使用しない機器及び調光機能、ヒートポンプ、ゾーンクーリング等の機能を有する省エネルギー型機器への変更を促すとともに、使用実態を精査し、設置台数の減少など適正な配置を促す。
- ② コンビニエンスストアなど庁舎内の売店等における営業時間の短縮など省エネルギー化を促す。

(10) フロン類の排出の抑制

- ① 業務用ヒートポンプ給湯器、コンビニエンスストアなどの庁舎内の売店における冷凍・冷蔵ショーケース、路面の融雪設備などについて、自然冷媒などの低GWP冷媒を使用する製品を率先して導入する。
- ② 施工不良を原因とする冷媒漏えいを確実に防止するため、コンビニエンスストアなどの庁舎内のテナントを含めて冷媒にHFCを使用する業務用冷蔵冷凍機器・業務用エアコンの設置時には、冷媒配管について気密試験を実施する。
- ③ 業務用エアコン・業務用冷蔵冷凍機器の管理に当たっては、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成13年法律第64号)に基づいて、機器の点検や点検記録等の保存を行う。同法に基づいて1年間の使用時漏えい量を算定した上で、1000t(CO<sub>2</sub>換算)を超えた場合には事業所管大臣(当該機関の属する府省の長たる大臣)に報告をする。
- ④ 点検記録等の保存に当たっては、冷媒管理システム(RaMS)を活用するなど、電子化に取り組むよう努める。
- ⑤ 冷媒にHFCを使用する業務用エアコン・業務用冷蔵冷凍機器の廃棄時には、機器の撤去を委託した外部業者と調整して機器内の冷媒回収に必要な作業環境・作業時間を十分に確保の上、同法の基準にのっとり冷媒回収を徹底する。
- ⑥ 庁舎や研修施設などにおいて、家庭用エアコンとして製造・販売されている製品を使用・廃棄する場合には、当該製品が特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)の

適用対象となることを踏まえて、同法にのっとり適切な回収が確実になされるように処理する。具体的には、買換え後の新しい製品を購入する小売業者などに廃棄する古い製品の引取りを依頼して、特定家庭用機器廃棄物管理票(家電リサイクル券)の写しの交付を受ける。

#### (11)その他

##### ア リデュースの取組やリユース・リサイクル製品の率先調達等

- ① 温室効果ガスの排出の削減等に寄与する製品や原材料の選択・使用を図るべく、物品の調達に当たっては、ワンウェイ(使い捨て)製品の調達を抑制し、リユース可能な製品及びリサイクル材や再生可能資源を用いた製品を積極的に調達する。
- ② 庁舎等で使用するプラスチック使用製品については、リサイクル材や再生可能資源等への切替えを実施する。
- ③ プラスチック製の物品の調達に当たっては、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(令和3年法律第60号)にのっとり、プラスチック使用製品設計指針に適合した認定プラスチック使用製品を調達する。
- ④ その事務として、容器包装を利用する場合にあっては、簡略なものとし、当該容器包装の再使用を図る。
- ⑤ 詰め替え可能な洗剤、文具等を使用する。
- ⑥ 弁当及び飲料容器について、リターナブル容器で販売されるものの購入を進めるとともに、適正な回収ルートを設け、再使用を促す。
- ⑦ 庁舎内の売店等におけるレジ袋の使用や使い捨ての容器包装による販売の自粛を呼び掛ける。
- ⑧ 机等の事務用品の不具合、更新を予定していない電気製品等の故障の際には、それらの修繕に努め、再使用を図る。
- ⑨ 部品の交換修理が可能な製品、保守・修理サービス期間の長い製品の使用を極力図る。

##### イ その他温室効果ガスの排出の少ない製品、原材料等の選択

- ① 物品の調達に当たっては、温室効果ガスの排出の少ない製品、原材料等の使用が促進されるよう、製品等の仕様等の事前の確認を行う。
- ② 環境ラベルや製品の環境情報をまとめたデータベース等の環境物品等に関する情報について、当該情報の適切性に留意しつつ活用し、温室効果ガスの排出の少ない環境物品等の優先的な調達を図る。
- ③ 資源採取から廃棄までの物品のライフサイクル全体についての温室効果ガスの排出の削減等を考慮した物品の選択を極力図る。
- ④ 購入、使用する燃料について、現に使用している燃焼設備で利用可能な場合は、可能な限りバイオマス燃料等の非化石燃料の利用を図るほか、都市ガス、LPG等の温室効果ガスの排出の相対的に少ないものとする。
- ⑤ 燃焼設備の改修に当たっては、可能な限りバイオマス燃料等の非化石燃料の利用を図るほか、都市ガス、LPG等の温室効果ガスの排出の相対的により少ない燃料の使用が可能となるよう適切な対応を図る。
- ⑥ 重油を燃料としている設備の更新に当たっては、可能な場合、重油に比べ温室効果ガスの排出の相対的に少ない燃料(可能な限り非化石燃料)に変更する。
- ⑦ CO<sub>2</sub>吸収型コンクリートについて、技術開発の状況に応じて、率先調達に努める。

##### ウ メタン(CH<sub>4</sub>)及び一酸化二窒素(N<sub>2</sub>O)の排出の抑制

- ① エネルギー供給設備の適正な運転管理を図る。
- ② 庁舎から排出される生ごみ等については、極力、直接埋立の方法により処理しないよう、

分別や再生利用、適正処理を実施するとともに、環境配慮契約法の基本方針に則り、廃棄物処理業者との契約を行う。

#### 4. その他の事務・事業に当たっての温室効果ガスの排出の削減等への配慮

##### (1) エネルギー使用量の抑制

###### ア 庁舎におけるエネルギー使用量の抑制等

- ① OA機器、家電製品及び照明については、適正規模のものの導入・更新、適正時期における省エネルギー型機器への交換を徹底するとともに、スイッチの適正管理など、エネルギー使用量を抑制するよう適切に使用する。
- ② 気象状況等を考慮し、空調の設定温度にこだわることなく、庁舎内における適切な室温管理を図る。
- ③ コンピューター室の冷房については、コンピューター性能が確保できる範囲内で可能な限り設定温度を上げるなどの適正な運用に努める。
- ④ 夏季における執務室での服装について、「クールビズ」を励行する。また、冬季における執務室の服装について、「ウォームビズ」を励行する。
- ⑤ 換気等の必要がある場合を除き、冷暖房中の窓、出入口の開放禁止を徹底する。
- ⑥ 発熱の大きいOA機器類の配置を工夫する。
- ⑦ 照明の使用に当たっては、点灯時間の縮減や適切な照度調整により節電を徹底する。特に、昼休みは、業務上特に照明が必要な箇所を除き消灯を徹底する。また、夜間における照明も、業務上必要最小限の範囲で点灯することとし、それ以外は消灯を徹底する。コピー室、資料室、会議室等についても点灯すべき最小限の照明のスイッチにシールを貼ることなどの工夫により、消灯を徹底する。
- ⑧ 昼休みや長時間の離席時、退庁時におけるパソコンの電源 OFF を徹底する。
- ⑨ トイレ、廊下、階段等での自然光の活用を図る。
- ⑩ 職員に対する階段利用の奨励を徹底する。
- ⑪ 現に使用している給湯器へのエコマイザーの導入など、ガスコンロ、ガス湯沸器等の給湯機器の効率的使用を極力図る。
- ⑫ 施設規模等に応じてCO<sub>2</sub>冷媒ヒートポンプ給湯器等の高効率給湯器を可能な限り幅広く導入する。
- ⑬ 冷蔵庫の効率的使用を図る。
- ⑭ コージェネレーションシステムを導入している場合には、同システムの停止時間中の電力購入量の増加と燃料使用量の減少による温室効果ガスの排出量が最小となるよう運用時間を適切なものとする。

###### イ 庁舎における節水等の推進

- ① 家庭と同様の簡便な手法を利用したトイレ洗浄用水の節水を進める。
- ② 必要に応じ、トイレに流水音発生器を設置する。
- ③ 水栓には、必要に応じ節水コマを取り付ける。さらに、必要に応じ、水栓での水道水圧を低めに設定する。
- ④ 水漏れ点検の徹底を図る。
- ⑤ 公用車の洗車方法について、回数の削減、バケツの利用等の改善を極力図る。

##### (2) 廃棄物の3R+Renewable、ごみの分別

- ① 庁舎等から排出される廃棄物及び廃棄物中の可燃ごみについては、第五次循環型社会形成推進基本計画(令和6年8月2日閣議決定)、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針(令和5年環境省告示

第49号)等)の通り、3R(発生抑制(Reduce)、再使用(Reuse)、再生利用(Recycle)) + Renewable(バイオマス化・再生材利用等)の徹底を図り、サーキュラーエコノミー(循環経済)を総合的に推進する。

- ② 庁舎等から排出されるプラスチックごみについては、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に則り、政府として率先して排出の抑制及びリサイクルを実施し、リサイクルを実施することができない場合には熱回収を実施する。特に、会議運営の庶務を外部業者に委託する場合には、環境物品等の調達に関する基本方針(令和3年2月19日閣議決定)の通り、飲料提供にワンウェイのプラスチック製の製品及び容器包装を使用しない。
- ③ 使い捨て製品の使用や購入の抑制を図る。
- ④ 紙の使用量の抑制を図る。
- ⑤ リサイクルルートの確保等を内容とする各庁舎ごとのリサイクル計画を策定するとともに、実施のための責任者を指名する。
- ⑥ 事務室段階での廃プラスチック類等の分別回収を徹底するとともに、分別回収ボックスを十分な数で執務室内に適切に配置する。併せて、個人用のごみ箱を順次減らしていく。
- ⑦ 不要になった用紙は、クリップ、バインダー等の器具を外して分別回収するよう努める。
- ⑧ コピー機、プリンター等のトナーカートリッジの回収と再使用を進める。
- ⑨ 厨房を使用する職員等へ呼びかけ、庁舎にある厨房施設から排水中に混入する生ごみの量を抑制する。
- ⑩ 食品ロスの削減に向け、食品ロス削減に関する職員への啓発や災害用備蓄食料のフードバンク等への寄附等の取組を行う。また、食べ残し、食品残滓等の有機物質について、再生利用や熱回収を行う。
- ⑪ 施設の所在する地域で廃棄物の交換の仕組みが設けられており、これに参加できる場合は、廃棄物の交換に積極的に協力する。
- ⑫ 廃棄するOA機器及び家電製品並びに使用を廃止する車が廃棄物として処理される場合には、適正に処理されるよう努める。
- ⑬ 物品の在庫管理を徹底し、期限切れ廃棄等の防止に努める。

### (3)政府主催等のイベントの実施に伴う温室効果ガスの排出等の削減

- ① 政府が主催するイベントの実施に当たっては、会場の冷暖房の温度設定の適正化、参加者への公共交通機関の利用の奨励など温室効果ガスの排出削減や、J-クレジット等を活用したカーボン・オフセットの実施、ごみの分別、ごみの持ち込みの自粛・持ち帰りの奨励など廃棄物の減量化、パンフレット等に再生紙を使用するなど、リユース製品やリサイクル製品を積極的に活用するなどの取組を徹底して行う。また、イベントを民間に委託して行う際には、可能な場合にはグリーン電力の活用を努める。
- ② 政府が後援等をする民間のイベントについても、①に掲げられた取組が行われるよう促す。

### (4)政府の事務・事業における Scope3排出量<sup>5</sup>への配慮

国土交通省の事務及び事業において、Scope3排出量へ配慮した取組を進めるとともに排出量の削減に努める

## 5. ワークライフバランスの確保・職員に対する研修等

### (1)ワークライフバランスの確保

- ① 計画的な定時退庁の実施による超過勤務の削減を図る。

<sup>5</sup> 直接排出量(Scope1)、エネルギー起源間接排出量(Scope2)以外の組織のサプライチェーンにおける事業活動に関する間接的な温室効果ガス排出量。

- ② 事務の見直しによる夜間残業の削減や有給休暇の計画的消化の一層の徹底を図る。
- ③ Web 会議システムの活用やテレワークの推進により、多様な働き方を推進する。
- ④ 「女性職員活躍と職員のワークライフバランスの推進のための国土交通省取組計画」に基づき、効率的な勤務体制の推進に努める。
- ⑤ 多様なワークスタイルに応じたオフィス環境を整備する。

(2)職員に対する地球温暖化対策に関する研修の機会の提供、情報提供

- ① 地球温暖化対策に関する研修を計画的に推進する。
- ② 庁内誌、パンフレット、庁内LAN等により、再生紙等の名刺への活用、計画されている地球温暖化対策に関する活動や研修など、職員が参加できる地球温暖化対策に関する活動に対し、必要な情報提供を行う。
- ③ 地球温暖化対策に関するシンポジウム、研修会への職員の積極的な参加が図られるよう便宜を図る。

(3)「デコ活」(脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動)<sup>6</sup>を通じた職員に対する脱炭素型ライフスタイルの奨励

職員に、太陽光発電や電動車の導入を始めとするデコ活アクションの実践など、脱炭素型ライフスタイルへの転換に寄与する取組を促す。

**VI. 国土交通省の実施計画の推進体制の整備と実施状況の点検**

- ① 本計画の推進・評価・点検は、国土交通省グリーン社会実現推進本部で行う。本計画の推進・評価・点検の管理総括は、総合政策局長が行う。なお、関係課長クラスからなる幹事会において実施することができるものとする。同幹事会の庶務は、総合政策局環境政策課が行う。(別添2)
- ② 本計画の推進に当たっては、組織毎に責任者又はチームを置き、職員への周知や計画の推進に努める。
- ③ 本計画の実施状況については、自主的に点検を行い、その結果を踏まえ、国土交通省グリーン社会実現推進本部幹事会において、毎年、成果を取りまとめた上、ホームページなど適切な方法を通じ公表する。透明性の確保及び率先的取組の波及を促す観点から、点検結果の公表に当たっては、温室効果ガスの総排出量等の実施計画に定めた各種指標など、取組項目ごとの進捗状況について、目標値や過去の実績値等との比較評価を行うほか、組織単位の取組予定及び進捗状況の横断的な比較評価を行い、これを併せて公表する。また、組織の大幅改編等の要因分析も合わせて公表することとする。
- ④ 再エネ電力の調達等の取組が反映できるよう、点検に当たっては、基礎排出係数を用いて算定された温室効果ガスの総排出量に加え、調整後排出係数を用いて算定された温室効果ガスの総排出量を併せて公表する。また、本計画において定める温室効果ガスの総排出量の削減目標の達成目標は、調整後排出係数を用いて算定した総排出量を用いて評価することができるものとする。
- ⑤ 政府実行計画の実施状況調査の対象となる施設におけるエネルギー使用量(当該施設の就業人数及び単位面積当たりの使用量が求められるもの)以外にも、国土交通省が自ら行う社会資本の管理等の直轄事業におけるエネルギー使用量やそれに伴う温室効果ガスの排出量についても、今後、事業分野毎にその実情に応じて適切に把握・フォローアップを行い、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた取組を率先して推進することとする。

<sup>6</sup> 2050年カーボンニュートラルの実現に向け、国民の行動変容、ライフスタイル転換を後押しするための国民運動。

- ⑥ 総務省の行政評価・監視において、政府の実行計画の実施状況について調査が行われる場合には、これに積極的に対応する。
- ⑦ 地方整備局等の地方支分部局は、政府実行計画に基づく地方における効果的な取組に関する情報提供を行う。

#### **VII. 国土交通省の削減計画**

別添3のとおり。

#### **VIII. 独立行政法人等における計画策定等に関する取組**

所管する独立行政法人及び特殊法人(別添4のとおり)に対して、政府実行計画に準じた計画策定及びそれに基づく取組を促す。また、これらの法人において計画を策定していない場合にはその理由を把握するよう努める。

なお、本取組の点検については、VIの実施状況の点検を通じて行う。

## 省エネルギー診断実施の対象施設

国土交通省が管理する庁舎のうち、省エネルギー診断実施の対象施設は以下のとおり。

- ・東京国際空港
- ・国土地理院
- ・国土技術政策総合研究所旭
- ・那覇空港
- ・柏研修センター
- ・国土技術政策総合研究所立原
- ・国土交通大学校
- ・国営みちのく杜の湖畔公園
- ・新潟美咲合同庁舎 1 号館
- ・中部地方整備局名古屋合同庁舎第 2 号館
- ・大阪合同庁舎 1 号館
- ・福岡第二合同庁舎
- ・仙台第 4 合同庁舎
- ・気象庁虎ノ門
- ・気象衛星センター
- ・国土交通省青海総合庁舎
- ・海上保安大学校
- ・横浜海上防災基地
- ・神戸第 2 地方合同庁舎
- ・広島港湾合同庁舎
- ・鹿児島第二地方合同庁舎
- ・那覇港湾合同庁舎
- ・航空保安大学校岩沼研修センター
- ・航空保安大学校
- ・東京航空交通管制部
- ・福岡航空交通管制部
- ・神戸航空交通管制部
- ・新千歳空港
- ・成田空港事務所
- ・新潟空港
- ・中部国際空港
- ・大阪国際空港
- ・関西国際空港
- ・福岡空港
- ・秋田河川国道事務所
- ・福島河川国道事務所
- ・長野国道事務所

- ・横浜国道事務所
- ・立山砂防事務所
- ・名古屋国道事務所
- ・高山国道事務所
- ・兵庫国道事務所
- ・六甲砂防事務所
- ・出雲河川事務所
- ・日野川河川事務所
- ・遠賀川河川事務所
- ・宮崎河川国道事務所
- ・秋田運輸支局
- ・千葉運輸支局 野田自動車検査登録事務所
- ・中部運輸局三重運輸支局
- ・奈良運輸支局
- ・広島運輸支局
- ・徳島運輸支局応神町
- ・青森空港出張所
- ・女満別空港出張所
- ・福島空港出張所
- ・札幌管区气象台
- ・盛岡地方气象台
- ・名古屋地方气象台
- ・富山地方气象台
- ・甲府地方气象台
- ・福井地方气象台
- ・松江地方气象台
- ・福岡管区气象台
- ・伊勢湾海上交通センター
- ・大阪湾海上交通センター
- ・備讃瀬戸海上交通センター
- ・関門海峡海上交通センター
- ・中城海上保安部
- ・横須賀第二庁舎
- ・海上保安学校宮城分校
- ・鹿児島空港
- ・宮崎空港
- ・北九州空港
- ・仙台航空基地
- ・中部空港海上保安航空基地
- ・関西空港海上保安航空基地
- ・福岡航空基地
- ・石垣航空基地
- ・国営東京臨海広域防災公園

(別添2)

## 国土交通省グリーン社会実現推進本部幹事会

大臣官房	会計課長、参事官(会計)、技術調査課長、公共事業調査室長、運輸安全監理官
官庁営繕部	設備・環境課長
総合政策局	総務課長、政策課長、参事官(税制)、社会資本整備政策課長、海洋政策課長、公共事業企画調整課長、技術政策課長
公共交通・物流政策審議官	交通政策課長、物流政策課長
国土政策局	総務課長
不動産・建設経済局	総務課長、建設業課長
土地政策審議官	土地政策課長
都市局	都市政策課長、公園緑地・景観課長
水管理・国土保全局	河川計画課長、河川環境課長
水資源部	水資源計画課長
下水道部	下水道企画課長、下水道事業課長
道路局	環境安全・防災課長
住宅局	住宅戦略官、住宅生産課長、参事官(建築企画担当)
鉄道局	総務課長
物流・自動車局	技術・環境政策課長
海事局	海洋・環境政策課長
港湾局	産業港湾課長、海洋・環境課長
航空局	参事官(航空戦略)
北海道局	参事官
政策統括官	政策評価官、参事官(土地利用)
国際統括官	国際政策課長、海外プロジェクト推進課長
観光庁	観光戦略課長
気象庁	総務部企画課長
海上保安庁	総務部政務課長
国土交通政策研究所	総括主任研究官(2名)
国土技術政策総合研究所	企画部長、管理調整部長
国土地理院	企画部長

## 【 事務局 】

総合政策局	環境政策課長
-------	--------

## 国土交通省温室効果ガス削減計画【国土交通省全体】

	単位	2013年度	2023年度	2030年度目標		
					13年度比	
公用車燃料	kg-CO2	20,160,287	14,236,476	14,112,201	-30%	
施設のエネルギー使用	kg-CO2	276,438,653	140,962,627	112,952,873	-60%	
電気	調整後排出係数使用	kg-CO2	248,449,157	115,801,856	89,441,697	-64%
	電気使用量	kWh	490,483,305	423,529,141	402,196,310	-18%
	調整後排出係数	kg-CO2/kWh	0.51	0.27	0.22	
電気以外	kg-CO2	27,989,496	25,160,771	23,511,177	-16%	
その他	kg-CO2	507,326	429,358	187,711	-63%	
<b>合計</b>	<b>kg-CO2</b>	<b>297,106,267</b>	<b>155,628,461</b>	<b>127,252,785</b>	<b>-58%</b>	

※電気使用に由来する温室効果ガスの算定にあたっては、調整後排出係数を使用。

## 国土交通省温室効果ガス削減対策及び目標

	単位	現状	2030年度目標
設置可能な建築物における太陽光発電の設置割合（件数ベース）	%	45（2023年度）	概ね50
公用車に占める電動車の割合（※代替不可車両は除く）	%	20（2023年度）	100
LED照明の導入割合	%	37（2023年度）	100
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合	%	21（2023年度）	60

## ① 本省温室効果ガス削減計画

	単位	2013年度	2023年度	2030年度目標		
					13年度比	
公用車燃料	kg-CO2	285,607	136,909	119,955	-58%	
施設のエネルギー使用	kg-CO2	6,479,697	5,428,340	3,491,787	-46%	
電 気	調整後排出係数使用	kg-CO2	5,120,306	4,555,944	2,662,559	-48%
	電気使用量	kWh	14,153,507	13,172,944	12,596,621	-11%
	調整後排出係数	kg-CO2/kWh	0.36	0.35	0.21	
	電気以外	kg-CO2	1,359,391	872,396	829,228	-39%
その他	kg-CO2	0	0	0	0%	
<b>合計</b>	<b>kg-CO2</b>	<b>6,765,303</b>	<b>5,565,249</b>	<b>3,611,742</b>	<b>-46%</b>	

### 本省温室効果ガス削減対策及び目標

	単位	現状	2030年度目標
設置可能な建築物における太陽光発電の設置割合（件数ベース）	%	67（2023年度）	概ね50
公用車に占める電動車の割合（※代替不可車両は除く）	%	77（2023年度）	100
L E D照明の導入割合	%	4（2023年度）	100
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合	%	21（2023年度）	60

#### ○主な削減対策と削減効果

- ① L E D照明の導入
- ② エネルギー消費機器や熱源の運用改善
- ③ 電動車の導入と公用車台数の見直し
- ④ 太陽光発電の導入
- ⑤ 再生可能エネルギー電力の調達

#### ○推進体制

- ① 大臣官房会計課長をリーダーとして各部局等の総務課長等で構成される「省エネルギー推進委員会」を対策の実施主体とする。
- ② 「省エネルギー推進委員会」は、必要に応じ取組みの強化を講ずるものとする。
- ③ 大臣官房会計課においては、電気・ガス等の主要エネルギー使用量のとりまとめを行うと共に、適宜適切の方法で各職員に周知することにより、取組を喚起するものとする。

## ② 地方支分部局等温室効果ガス削減計画

	単位	2013年度	2023年度	2030年度目標		
					13年度比	
公用車燃料	kg-CO2	19,874,681	14,099,567	13,912,276	-30%	
施設のエネルギー使用	kg-CO2	269,958,956	135,534,288	107,800,687	-60%	
電 気	調整後排出係数使用	kg-CO2	243,328,851	111,245,913	85,165,098	-65%
	電気使用量	kWh	476,329,798	410,356,197	390,590,435	-18%
	調整後排出係数	kg-CO2/kWh	0.51	0.27	0.22	
電気以外	kg-CO2	26,630,105	24,288,375	22,635,589	-15%	
その他	kg-CO2	507,326	429,358	187,711	-63%	
<b>合計</b>	<b>kg-CO2</b>	<b>290,340,963</b>	<b>150,063,213</b>	<b>121,900,675</b>	<b>-59%</b>	

### 地方支分部局等温室効果ガス削減対策及び目標

	単位	現状	2030年度目標
設置可能な建築物における太陽光発電の設置割合（件数ベース）	%	45（2023年度）	概ね50
公用車に占める電動車の割合（※代替不可車両は除く）	%	18（2023年度）	100
L E D照明の導入割合	%	38（2023年度）	100
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合	%	21（2023年度）	60

## ②－1 地方整備局等温室効果ガス削減計画

	単位	2013年度	2023年度	2030年度目標		
				2030年度目標	13年度比	
公用車燃料	kg-CO2	15,030,339	10,930,318	10,070,327	-33%	
施設のエネルギー使用	kg-CO2	118,726,851	65,761,062	47,484,744	-60%	
電気	調整後排出係数使用	kg-CO2	104,770,744	53,335,055	35,622,053	-66%
	電気使用量	kWh	201,612,201	172,823,508	159,273,639	-21%
	調整後排出係数	kg-CO2/kWh	0.52	0.31	0.22	
電気以外	kg-CO2	13,956,107	12,426,007	11,862,691	-15%	
その他	kg-CO2	84,351	218,794	65,794	22%	
<b>合計</b>	<b>kg-CO2</b>	<b>133,841,542</b>	<b>76,910,174</b>	<b>57,620,865</b>	<b>-58%</b>	

### ○主な削減対策と削減効果

- ① 太陽光発電の導入
- ② 電動車の導入と公用車台数の見直し
- ③ 再生可能エネルギー電力の調達
- ④ LED照明の導入
- ⑤ エネルギー消費機器や熱源の運用改善
- ⑥ 温室効果ガスの排出の相対的に少ない燃料の使用
- ⑦ 超過勤務の縮減などの省CO2にもつながる効率的な勤務体制の推進

### ○船舶・航空機の使用に伴う排出について

- ① 船舶・航空機の使用に伴う排出量については、2023年度は20,279t-CO2であるところ、引き続き排出量の把握を行うとともに、取組の実施及び点検を行い排出量の削減に努める。
- ② 船舶については、可能な限り水中抵抗の低減に努める。

### ○推進体制

- ① 対策の実施責任者は総務課長等を基本とし、対策の徹底を図るため、必要に応じて各部局等の関係課長で構成される委員会を設置する。
- ② 対策の実施責任者は、電気・ガス等の主要エネルギー使用量のとりまとめを行うと共に、適宜適切の方法で各職員に周知することにより、取組を喚起するものとする。
- ③ 実施責任者は、必要に応じ、取組の強化を講ずるものとする。

## ②-2 地方運輸局等温室効果ガス削減計画

	単位	2013年度	2023年度	2030年度目標		
					13年度比	
公用車燃料	kg-CO2	500,422	327,388	350,295	-30%	
施設のエネルギー使用	kg-CO2	7,871,349	5,285,397	3,797,151	-51%	
電気	調整後排出係数使用	kg-CO2	6,018,173	3,692,709	2,407,269	-60%
	電気使用量	kWh	12,313,006	11,093,280	10,712,315	-13%
	調整後排出係数	kg-CO2/kWh	0.49	0.33	0.22	
電気以外	kg-CO2	1,853,176	1,592,688	1,389,882	-25%	
その他	kg-CO2	0	11,563	0	0%	
<b>合計</b>	<b>kg-CO2</b>	<b>8,371,771</b>	<b>5,624,348</b>	<b>4,147,446</b>	<b>-50%</b>	

### ○主な削減対策と削減効果

- ① 太陽光発電の導入
- ② 電動車の導入と公用車台数の見直し
- ③ 再生可能エネルギー電力の調達
- ④ LED照明の導入
- ⑤ エネルギー消費機器や熱源の運用改善
- ⑥ 温室効果ガスの排出の相対的に少ない燃料の使用
- ⑦ 超過勤務の縮減などの省CO<sub>2</sub>にもつながる効率的な勤務体制の推進

### ○船舶・航空機の使用に伴う排出について

- ① 船舶・航空機の使用に伴う排出量については、2023年度は59t-CO<sub>2</sub>であるところ、引き続き排出量の把握を行うとともに、取組の実施及び点検を行い排出量の削減に努める。
- ② 船舶については、可能な限り水中抵抗の低減に努める。

### ○推進体制

- ① 対策の実施責任者は総務課長等を基本とし、対策の徹底を図るため、必要に応じて各部局等の関係課長で構成される委員会を設置する。
- ② 対策の実施責任者は、電気・ガス等の主要エネルギー使用量のとりまとめを行うと共に、適宜適切の方法で各職員に周知することにより、取組を喚起するものとする。
- ③ 実施責任者は、必要に応じ、取組の強化を講ずるものとする。

## ②－3 地方航空局等温室効果ガス削減計画

	単位	2013年度	2023年度	2030年度目標		
					13年度比	
公用車燃料	kg-CO2	2,047,430	631,661	1,515,098	-26%	
施設のエネルギー使用	kg-CO2	83,518,386	27,234,036	29,633,934	-64%	
電気	調整後排出係数使用	kg-CO2	80,992,503	25,210,384	27,537,451	-66%
	電気使用量	kWh	149,919,507	123,430,696	125,932,386	-16%
	調整後排出係数	kg-CO2/kWh	0.54	0.20	0.22	
電気以外	kg-CO2	2,525,883	2,023,652	2,096,483	-17%	
その他	kg-CO2	412,764	84,056	227,020	-45%	
<b>合計</b>	<b>kg-CO2</b>	<b>85,978,580</b>	<b>27,949,754</b>	<b>31,376,053</b>	<b>-64%</b>	

### ○主な削減対策と削減効果

- ① 太陽光発電の導入
- ② 電動車の導入と公用車台数の見直し
- ③ 再生可能エネルギー電力の調達
- ④ LED照明の導入
- ⑤ エネルギー消費機器や熱源の運用改善
- ⑥ 温室効果ガスの排出の相対的に少ない燃料の使用
- ⑦ 超過勤務の縮減などの省CO<sub>2</sub>にもつながる効率的な勤務体制の推進

### ○船舶・航空機の使用に伴う排出について

- ① 船舶・航空機の使用に伴う排出量については、2023年度は4,711t-CO<sub>2</sub>で推移してきているところ、引き続き排出量の把握を行うとともに、取組の実施及び点検を行い排出量の削減に努める。
- ② 船舶については、可能な限り水中抵抗の低減に努める。

### ○推進体制

- ① 対策の実施責任者は総務課長等を基本とし、対策の徹底を図るため、必要に応じて各部局等の関係課長で構成される委員会を設置する。
- ② 対策の実施責任者は、電気・ガス等の主要エネルギー使用量のとりまとめを行うと共に、適宜適切の方法で各職員に周知することにより、取組を喚起するものとする。
- ③ 実施責任者は、必要に応じ、取組の強化を講ずるものとする。

## ②-4 特別の機関、施設等温室効果ガス削減計画

		単位	2013年度	2023年度	2030年度目標	
						13年度比
公用車燃料		kg-CO2	92,819	67,498	55,691	-40%
施設のエネルギー使用		kg-CO2	8,937,195	5,992,988	4,096,236	-55%
電 気	調整後排出係数使用	kg-CO2	6,939,818	4,706,857	2,498,335	-64%
	電気使用量	kWh	17,715,531	14,864,443	11,692,250	-34%
	調整後排出係数	kg-CO2/kWh	0.39	0.32	0.21	
電気以外		kg-CO2	1,997,376	1,286,131	1,597,901	-20%
その他		kg-CO2	169	0	22	-87%
<b>合計</b>		<b>kg-CO2</b>	<b>9,030,182</b>	<b>6,060,487</b>	<b>4,151,949</b>	<b>-55%</b>

### ○主な削減対策と削減効果

- ① 太陽光発電の導入
- ② 電動車の導入と公用車台数の見直し
- ③ 再生可能エネルギー電力の調達
- ④ LED照明の導入
- ⑤ エネルギー消費機器や熱源の運用改善
- ⑥ 温室効果ガスの排出の相対的に少ない燃料の使用
- ⑦ 超過勤務の縮減などの省CO<sub>2</sub>にもつながる効率的な勤務体制の推進

### ○推進体制

- ① 対策の実施責任者は総務課長等を基本とし、対策の徹底を図るため、必要に応じて各部局等の関係課長で構成される委員会を設置する。
- ② 対策の実施責任者は、電気・ガス等の主要エネルギー使用量のとりまとめを行うと共に、適宜適切の方法で各職員に周知することにより、取組を喚起するものとする。
- ③ 実施責任者は、必要に応じ、取組の強化を講ずるものとする。

## ②-5 気象庁温室効果ガス削減計画

	単位	2013年度	2023年度	2030年度目標		
					13年度比	
公用車燃料	kg-CO2	352,052	281,184	278,121	-21%	
施設のエネルギー使用	kg-CO2	33,341,115	18,337,385	14,707,800	-57%	
電気	調整後排出係数使用	kg-CO2	30,241,543	15,347,868	11,794,202	-61%
	電気使用量	kWh	66,675,915	45,246,568	57,341,287	-14%
	調整後排出係数	kg-CO2/kWh	0.45	0.34	0.21	
電気以外	kg-CO2	3,099,572	2,989,518	2,913,598	-6%	
その他	kg-CO2	1,834	105,099	1,834	-100%	
<b>合計</b>	<b>kg-CO2</b>	<b>33,695,001</b>	<b>18,723,669</b>	<b>14,987,755</b>	<b>-57%</b>	

### ○主な削減対策と削減効果

- ① LED照明の導入
- ② エネルギー消費機器や熱源の運用改善
- ③ 温室効果ガスの排出の相対的に少ない燃料の使用
- ④ 電動車の導入と公用車台数の見直し
- ⑤ 超過勤務の縮減などの省CO2にもつながる効率的な勤務体制の推進
- ⑥ 太陽光発電の導入
- ⑦ 再生可能エネルギー電力の調達

### ○船舶・航空機の使用に伴う排出について

- ① 船舶・航空機の使用に伴う排出量については、2023年度は5,191t-CO2であるところ、引き続き排出量の把握を行うとともに、取組の実施及び点検を行い排出量の削減に努める。
- ② 船舶については、可能な限り水中抵抗の低減に努める。

### ○推進体制

- ① 対策の実施責任者は総務課長等を基本とし、対策の徹底を図るため、必要に応じて各部局等の関係課長で構成される委員会を設置する。
- ② 対策の実施責任者は、電気・ガス等の主要エネルギー使用量のとりまとめを行うと共に、適宜適切な方法で各職員に周知することにより、取組を喚起するものとする。
- ③ 実施責任者は、必要に応じ、取組の強化を講ずるものとする。

## ②-6 海上保安庁温室効果ガス削減計画

	単位	2013年度	2023年度	2030年度目標		
					13年度比	
公用車燃料	kg-CO2	1,851,618	1,861,495	1,647,940	-11%	
施設のエネルギー使用	kg-CO2	17,564,060	12,923,442	8,305,318	-54%	
電気	調整後排出係数使用	kg-CO2	14,366,069	8,953,063	5,459,106	-62%
	電気使用量	kWh	28,093,638	42,897,702	25,003,338	-11%
	調整後排出係数	kg-CO2/kWh	0.51	0.21	0.22	
電気以外	kg-CO2	3,197,991	3,970,379	2,846,212	-11%	
その他	kg-CO2	8,209	9,846	164	-98%	
<b>合計</b>	<b>kg-CO2</b>	<b>19,423,887</b>	<b>14,794,783</b>	<b>9,953,423</b>	<b>-51%</b>	

### ○主な削減対策と削減効果

- ① LED照明の導入
- ② 再生可能エネルギー電力の調達
- ③ 公用車における電動車の導入
- ④ 太陽光発電の導入

### ○推進体制

電気・ガス等の主要エネルギー使用量のとりまとめを行うと共に、適宜適切の方法で取組を喚起するものとする。

国土交通省所管の独立行政法人等（令和 4 年 6 月現在）

1. 独立行政法人（15）

土木研究所  
建築研究所  
海上・港湾・航空技術研究所  
海技教育機構  
航空大学校  
自動車技術総合機構  
鉄道建設・運輸施設整備支援機構  
国際観光振興機構  
水資源機構  
自動車事故対策機構  
空港周辺整備機構  
奄美群島振興開発基金  
都市再生機構  
住宅金融支援機構  
日本高速道路保有・債務返済機構

2. 特殊法人（12）

東日本高速道路株式会社  
中日本高速道路株式会社  
西日本高速道路株式会社  
首都高速道路株式会社  
阪神高速道路株式会社  
本州四国連絡高速道路株式会社  
北海道旅客鉄道株式会社  
四国旅客鉄道株式会社  
日本貨物鉄道株式会社  
東京地下鉄株式会社  
新関西国際空港株式会社  
成田国際空港株式会社